

農林水産商工委員会資料

(農林水産部所管分)

■ 報告事項

- ①県内における豚熱対応について … P1
- ②令和3年農地・農業用施設災害復旧に係る対応状況について … P2
- ③水産業における諸課題について … P3

令和4年4月13日
農 林 水 産 部

県内における豚熱対応について

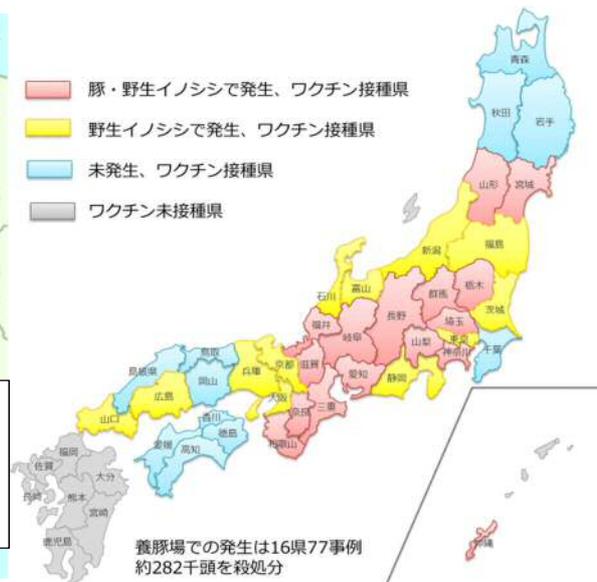
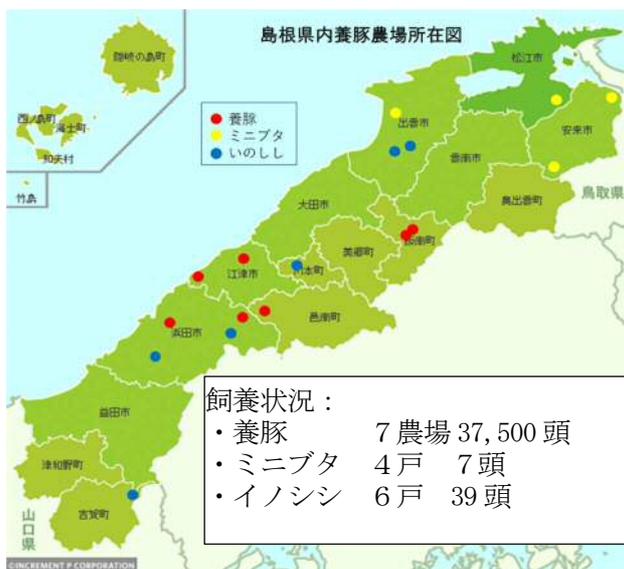
1 隣県での発生経緯

- 3月17日 山口県岩国市で豚熱に感染した野生イノシシを中国地方で初確認
 - 3月24日 農林水産省は専門家会議の意見を踏まえ山口県、広島県及び島根県をワクチン接種推奨地域に追加
- ※ 現時点で、山口県と広島県で13例の感染野生イノシシを確認

2 島根県内での対応状況

(1) 養豚場での対応

- 3月17日 養豚場へ防疫対策の徹底と異常豚発見時の早期通報を改めて指示
- 4月8日 農林水産省が島根県のワクチン接種プログラムを承認したことをうけ、ワクチン接種命令を告示
- 4月12日 家畜保健衛生所獣医師による、飼育されている豚とイノシシへのワクチン接種を開始。4月中に初回接種を完了する予定(約35千頭)
- 5月以降 月2回ペースで新生子豚等にワクチンを接種(年間約88千頭)



(2) 野生イノシシでの対応

- 令和3年度には、県内全域で捕獲イノシシ281頭、死亡イノシシ1頭を検査し、全例陰性を確認
- 猟友会、市町村に対し、死亡イノシシ発見時の通報を狩猟者等に徹底するよう依頼
- 5月、野生イノシシへの経口ワクチン散布等を進めるために必要な協議会を設立予定(養豚場の所在市町及びその周辺地域での散布を検討)

【参考】

- 豚熱は、豚・イノシシの病気であり、人に感染することはない上、豚熱に感染した豚やイノシシの肉が市場に出回ることはありません。
- また、豚熱ワクチンは既に36県で接種されており、接種した豚やイノシシの肉を食べても人の健康に影響はありません。

令和 3 年 農地・農業用施設災害復旧に係る対応状況について

〔農地災害の災害復旧の申請状況〕

- ・令和 3 年の災害により、復旧を要する農地は 2,815 箇所。
- ・このうち 1,262 箇所は国庫補助事業、1,480 箇所は市町村単独事業または自力で復旧し、2,742 箇所の農地を復旧する。
- ・73 箇所 (6.7ha) については、以下の理由により継続的な営農が見込めないことから、国庫補助事業等による復旧申請が行われていない。
 - ①従前から耕作放棄されている農地 (55 箇所)。
 - ②狭小、不整形な農地 (18 箇所)。

復旧の種別	箇所	備考
復旧を要する農地	2,815	
営農できる状態に復旧する農地	2,742	
国庫補助事業	1,262	復旧額 40 万円以上/箇所
市町村単独事業、自力復旧	1,480	自力復旧:復旧事業を待たず農家等が自力で復旧する場合
復旧されない農地	73	国庫補助事業等の申請を行われない農地
耕作放棄地のため補助事業の対象外	55	営農再開の意向なし
狭小、不整形な農地	18	営農継続の意向なし

水産業における諸課題について

1. JFしまね役員改選命令について

(1) 経緯等

- JFしまねの役員は、令和3年6月30日（総代会）で任期満了を迎えたが、役員改選が進まず
- 7月9日、県は、JFしまねに対し、役員改選の手続を進めるよう水協法に基づく業務改善命令を行うが、7月13日、同漁協は取消訴訟を提起
 - ⇒ 1月31日 松江地裁が請求を棄却するとの判決
 - 2月10日 JFしまね控訴
 - 3月22日 JFしまね控訴取下げ（地裁判決確定）
- 9月30日、県は、業務改善命令の不履行を理由に水協法に基づく役員改選命令を発出（履行期限：3月31日[※]） ※当初12/31までの履行期限を延長
- （ ➤ 3月9日、組合員請求による臨時総代会で昨年6月の推薦会議で決定した役員候補者を諮る → 否決 ）
- 3月31日、臨時総代会を開催し、役員候補者を可決
 - ⇒ 新役員就任

(2) 今後の対応

- 新役員体制の下で組合運営が適切に行われているか注視（必要に応じ、是正を求める）。

【参考：改選命令発出後の動向】

- 9月30日 ・役員改選命令発出（12月31日までに役員改選）
- 11月24日 ・役員推薦会議（1回目）
- 12月11日 ・役員推薦会議（2回目）
- 12月28日 ・命令の履行期限の変更通知
 - 推薦委員の理解を得た上で適切に役員改選手続を進めるよう求め、履行期限を変更（3月31日までに役員改選）
- 1月13日 ・役員推薦会議（3回目）
- 1月18日 ・役員推薦会議（4回目）
- 2月12日 ・役員推薦会議（5回目）
- 2月18日 ・役員推薦会議（6回目）
- 3月19日 ・役員推薦会議（7回目）
- 3月23日 ・役員推薦会議（8回目）
 - 役員候補者を臨時総代会に提案する役員候補者が決定
- 3月31日 ・臨時総代会
 - 3月23日の役員候補者が可決（新役員決定）